



## ご利用代金明細書 郵送制限の対象拡大について

平素はライフカードをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

弊社では環境問題への取り組みの一環として、ご利用代金明細書の紙資源使用の削減ならびにE-mail化を推進しております。

これに伴い、現在一部のお客さまに適用しておりますご利用代金明細書の郵送制限について2022年2月ご請求分より対象を変更することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、「[ご利用代金E-mail送付サービス](#)」をご利用の場合はこれまでと変わらず毎月のカードご利用代金請求額をEメールでご案内いたします。

ご利用代金E-mail送付サービスの登録をご希望のお客さまは[こちら](#)よりお手続きください。

何卒ご理解のうえ、今後とも弊社ならびに弊社カードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 【郵送制限の対象について】

以下の条件すべてに該当した場合はご利用代金明細書が郵送されません。

- 請求書を郵送でお届けしている。
- 請求書有料化の対象カードである（[対象カードはこちら](#)）
- 当月のご請求金額が合計1万円未満である
- 当月のご請求がショッピング1回払いのみ
- 当月のご請求に年会費が含まれていない
- お支払い方法が口座振替となっている

※これまで、年会費無料のお客さまのみが郵送制限の対象でしたが、2022年2月ご請求分より年会費有料のお客さまの一部も制限の対象となります。

※当月のご請求に年会費が含まれる場合は、郵送制限の条件に該当する場合も請求書を郵送いたします。

2021年12月13日